平成２４年（フ）第４３０３号
大阪府池田市城山町１番８号　Ｃ－２、前住所大阪府池田市宇保町11番19号
破産者　貴志　輝美
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２８号
大阪市西成区潮路１－８－１シャルマンコーポネイビー704号、開始決定時の住所大阪市西成区太子１丁目１番19号愛隣寮
破産者　田添　晴喜
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２８号
京都市西京区下津林六反田１番地の65
破産者　髙橋　聖二
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９９号
大阪市大正区泉尾１丁目37番19―301号、前住所大阪市西区本田１丁目３番３―202号
破産者　吉田彰こと　中島　　彰
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１０号
大阪市生野区巽中２丁目22番28号クィーンライフ巽501号、開始決定時の住所大阪府大東市諸福７丁目３番７号
破産者　桐永　泰三
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３６号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番17―713号、開始決定時の住所大阪市鶴見区横堤３丁目７番10号
破産者　藤本　博樹
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３５号
大阪府寝屋川市大利町38番12号
破産者　田代　直樹
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６５号
大阪府藤井寺市沢田３丁目10番18号
破産者　匠設備こと　大西　　隆
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５２号
堺市東区南野田383番地15、前住所堺市東区菩提町３丁39番地181
破産者　爰川　　豊
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
大阪市天王寺区上本町６丁目３番31―1412号
破産者　竹田　嘉彦
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
岡山県津山市下高倉西1133番地２
破産者　田部　道宏
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３６号
岡山県津山市中北下239番地１
破産者　大江　秀夫
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１１２１号
広島市西区天満町10番４号、開始決定時の住所広島市中区河原町７番29号
破産者　吉本商店こと　吉本　誠司
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６３号
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目40番13号
破産者　當宮　和子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５７号
北九州市八幡西区さつき台２丁目19番10号
破産者　後藤　寛敏
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８０号
北九州市小倉南区葛原３丁目20番１号
破産者　馬塲日出雄
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５６号
京都市中京区蛸薬師通大宮西入六角大宮町192番地
破産者　三浦　泰一
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
愛媛県宇和島市保手５丁目１番13―８号
破産者　大西　雄次
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部